別表第四十三（第八条第三項関係）〔各月の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成22年4月から平成23年3月までの各月
前納額	400円

○経済産業省告示第十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年八月通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十二年一月二十九日

経済産業大臣　直嶋　正行

別表第一号の補助金等の名称欄中「アジア等通商円滑化事業費補助金」及び「消費生活改善事業費補助金」を削り、

「民間能力活用特定施設緊急整備費補助金」を

「民間能力活用特定施設緊急整備費補助金
中小企業創業情報提供事業費補助金」に、

「古紙再利用分野開拓事業費補助金」を

「古紙再利用分野開拓事業費補助金
地域地球温暖化防止支援事業費補助金」に、

「地域再生産業集積対策事業費補助金」を

「地域再生産業集積対策事業費補助金
地域企業立地促進等事業費補助金
地域企業立地促進等共用施設整備費補助金」に、

「生活用品振興センター補助金」を

「生活用品振興センター補助金
住宅建材等流通基礎高度化調査研究費補助金」に、

「べっ甲産業等救済対策事業費補助金」を

「べっ甲産業等救済対策事業費補助金
海外技術研修協力等事業費補助金」に改め、「海外協力センター事業費補助金」を削り、

「製革業公害対策費補助金」を

「皮革産業振興対策事業費補助金
地方皮革産業振興対策事業費補助金
アスベスト代替化対策事業費補助金
健康情報基盤整備事業費補助金」に、

「海外技術研修協力等事業費補助金」を

「民間航空機用ジェットエンジン開発費補助金
環境負荷低減国民運動支援地域振興事業費補助金
生活文化産業基盤整備事業費補助金」に、

「民間航空機用ジェットエンジン開発費補助金」を

「伝統的工芸品産業振興協会補助金」に改め、「中小企業経営革新対策費補助金」を削り、

「伝統的工芸品産業振興協会補助金」を

「伝統的工芸品産業支援補助金
広域・総合観光集客サービス支援事業費補助金」に、

「伝統的工芸品産業支援補助金」を

「中小企業経営革新等対策費補助金」に、

「中小企業新事業活動支援補助金
新連携対策補助金
戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金
戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金」を

「小規模事業指導費補助金」に改め、

「小規模事業指導費補助金
中小企業海外展開等支援事業費補助金」に改める。

成22年	8月	1,590	—
	9月	1,980	—
	10月	2,370	—
	11月	2,760	400
	12月	3,150	800
平成23年	1月	3,540	1,190
	2月	3,930	1,590
	3月	4,310	1,980